○みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱

平成２７年４月１日

告示第３３号

改正　平成２７年７月９日告示第８１号

平成２９年３月３１日告示第１２０号

（趣旨）

第１条　この告示は、独身男女の出会いの場を提供し、結婚に至る支援事業等を実施する団体に対して交付するみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、美馬市補助金交付規則（平成１７年美馬市規則第３７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）　独身男女を対象として公募する交流会又はイベント（学生のみを対象とするものを除く。）

（２）　結婚活動に資するセミナー及び講座

（３）　前２号に定めるもののほか、独身男女の結婚活動を促進すると市長が認める事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

（１）　宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とする事業

（２）　他の補助制度により補助金等の交付を受ける事業

（３）　その他市長が補助をすることが不適当と認める事業

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、前条第１項に定める事業を実施する団体で、市内に事務所又は店舗等を有する団体とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条に規定する指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（２）　政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

（３）　公序良俗に反する団体

（４）　前各号に定めるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第５条　補助対象事業１件当たりの交付額は、市長が別に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）はみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該交付申請は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第７条　市長は、前条の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定したときは、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更及び取下げ）

第８条　前条の規定による補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、市長に事前に協議しなければならない。

（実積報告）

第９条　補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金実績報告書（様式第３号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、これを審査し、補助事業が適正に完了したことを確認したときは、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条に定める補助金確定通知を受けた補助事業者は、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金請求書（様式第５号）により市長に請求するものとする。

（補助金の概算払）

第１２条　第７条に規定する補助金の概算払を受けようとする場合の請求は、必要な書類を添付の上、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金概算払請求書（様式第６号）により行うものとする。

２　前項の規定による概算払は、補助金の額の確定前において請求するものとし、その限度額は、補助金の交付決定額の１０分の８とする。

（補助金交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１３条　市長は、第７条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消すこと、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　この告示又は補助金の交付決定に付した条件若しくは市長の処分に違反したとき。

（２）　補助事業を補助対象となる経費以外の用途に使用したとき。

（３）　補助事業の執行方法が不適当と認めたとき。

（４）　精算額が補助基本額に比して減少したとき。

（５）　補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。

（６）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（７）　その他市長が不適当と認めるとき。

（書類の整備）

第１４条　第１０条の規定により、補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、並びに当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（情報の開示）

第１５条　市長は、第７条の規定により補助金の交付決定をした団体において、その団体名、事業名、事業内容並びに予算について、公表することができるものとする。

２　補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた事業に関する事項について、一般に対して広く情報の開示に努めるものとする。

（委任）

第１６条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年７月９日告示第８１号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日告示第１２０号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費
１　報償費　講師等への謝礼など（講師の交通費、弁当代を含む）
２　消耗品費　事業の実施に必要な物品
３　印刷製本費　チラシ、ポスター、資料の印刷費等

4　通信運搬費　郵便料、電話料、運搬料等

5　手数料　振込手数料等

6　保険料　損害保険料等

7　使用料及び賃借料　会場使用料、物品使用料、自動車借上げ料等

備考　参加者の飲食費、宿泊費及び備品購入費は対象外とする。

様式第1号(第6条関係)

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

美馬市長　　様

住　　所
申請者　団　体　名
代表者氏名　　㊞

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　事業の名称：

2　実施主体名：

3　事業計画

イベント内容・参加対象者(公募の場合はその方法)・実施日 マッチングの方法、交際意思の確認方法 参加者の個人情報保護の方法など

4　交付申請額　　円

5　事業予算

（収入）

区　分	金　額	備　考
参加者負担金		
市補助金		
自己資金		
合　計		

（支出）

区　分		金　額	備　考
補助対象			
	計		
補助対象外			
	計		
合　　計			

6　添付書類

(1)　申請団体に関する資料

・代表者名、事業所所在位置、連絡先

・団体規約(設立趣旨、活動方針、構成員等)

・活動歴等

(2)　その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

年　　月　　日

様

美馬市長　　印

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のあったみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金については、下記のとおり交付(不交付)することに決定いたしましたので、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1　事業の名称：

2　交付決定額：

3　補助の条件：

4　不交付の理由：
（　　）

様式第3号(第9条関係)

みま”めぐぐりあい”婚活支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日

美馬市長　　様

住　　所
申請者　団　体　名
代表者氏名　　㊞

年　　月　　日付けで交付決定のあったみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金について、事業が完了したので、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1　事業の名称：

2　実施主体名：

3　事業計画及び事業成果

実施日時、参加者(男女内訳)、実施内容 事業成果

4　事業決算

（収入）

区　分	金　額	備　考
参加者負担金		
市補助金		
自己資金		
合　計		

（支出）

区　　分		金　額	備　考
補助対象			
	計		
補助対象外			
	計		
合　　計			

5　添付書類（補助対象経費にかかる領収書、参加者名簿等の写し、事業状況写真）

様式第4号（第10条関係）

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
団　体　名
代表者氏名

美馬市長　　印

年　　月　　日付けで実績報告のあったみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金について、下記の通り補助金の交付額を確定したので、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1　確定額　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
　（交付決定額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

様式第5号（第11条関係）

年　　月　　日

美馬市長　　様

住　　所
申請者　団　体　名
代表者氏名　　㊞

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金請求書

　　年　　月　　日付けで交付決定のあったみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金については、みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">確　定　額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">請　求　額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添 付 書 類</td><td colspan="3">みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金確定通知書の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先</td><td>金 融 機 関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>預 金 種 別</td><td>普通・当座</td><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="3">（カタカナ）</td></tr>
</table>

様式第6号（第12条関係）

年　　月　　日

美馬市長　　様

住　　所
申請者　団　体　名
代表者氏名　　㊞

みま“めぐりあい”婚活支援事業補助金概算払請求書

　　年　　月　　日付けで交付決定のあったみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金　　円について、次の事由で金　　円を概算払していただきたくみま“めぐりあい”婚活支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

（事由）

※振込先

金融機関			
店 舗 名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	（カタカナ）		

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第１０条関係）

様式第５号（第１１条関係）

様式第６号（第１２条関係）